

松阪市勤労者総合福祉施設条例

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第 4 条 ワークセンター松阪の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 火曜日から土曜日までは、午前 9 時から午後 9 時まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額</p> <p>別表（第 8 条関係）</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第 4 条 ワークセンター松阪の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 火曜日から土曜日までは、午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、午後 5 時以降については、第 2 条第 3 号に掲げる施設の利用に関して、第 7 条第 2 項に規定する松阪市勤労青少年ホーム利用証の交付を受けた者以外は、利用することができない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 市内の労働組合が福利増進又は文化教養の向上のために利用する際の使用料は、4 分の 1 とする。</p> <p>3 第 2 条第 1 号及び第 4 号に規定する施設の利用について、第 6 条に規定する利用資格を有する者が利用する際の使用料は 5 分の 4 とする。</p> <p>4 前条第 2 項に規定する松阪市勤労青少年ホーム利用証を保持する者が、松阪市勤労青少年ホームで認めるグループ活動を行うときは、無料とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 9 条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>別表（第 8 条関係）</p> <p>その 1 松阪勤労者総合福祉センター使用料</p>

改正後					改正前							
施設名		時間区分及び使用料			時間	室名	午前		午後		夜間	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで			自 午前9時 至 正午	自 午後1時 至 午後5時	自 午後6時 至 午後9時			
松 阪 勤 労 者 総 合 福 祉 セ ン タ ー	研修室		3,600円	4,190円	3,630円		円		円		円	
	会議室		3,140円	3,530円	3,140円	2階研修室	2,420	3,960	3,960			
	視聴覚室		3,940円	4,580円	4,290円	2階会議室	1,760	2,640	2,640			
	多 目 的 ホ ー ル	団 体	冷暖房あり	7,820円	10,320円	7,820円	視聴覚室	2,860	4,840	4,840		
			冷暖房なし	3,960円	5,850円	4,410円						
	個 人	当日受付のみ	300円	300円	300円	多 目 的 ホ ー ル	集会	7,040	11,000	11,000		
		年間利用	6,000円				スポーツ	2,640	3,960	3,960		
					個人利用	220	220	220				
					個人年間利用	4,400						
松 阪 市 労 働 会 館	1階会議室		2,500円	2,830円	2,500円							
	2階会議室		3,610円	4,290円	4,290円							
松 阪 市 勤	第1講習室		2,330円	2,720円	2,330円							
	第2講習室		2,330円	2,720円	2,330円							
	和 室		2,130円	2,390円	2,130円							

改正後					改正前					
青少年ホーム	料理講習室	3,870円	4,540円	3,870円						
	多目的ホール	3,500円	4,240円	3,500円						
	会議室	1,180円	1,270円	1,180円						
施設名		時間区分及び使用料								
		午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後8時30分まで				
松阪勤労者体育施設	多目的グラウンド	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,480円				
	照明	1時間につき1,100円								
	団体(1面)	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,570円				
	個人(当日受付のみ)	400円	400円	400円	400円	400円				
	照明	1面1時間につき220円								
備考					備考					
1 市内に事務所を有する労働関係団体の集合組織が勤労者の福祉の増進又は文					多目的ホールの個人利用(トレーニング機器を含む。)は、他の団体の利用許可時間外の場合において許可するものとする。					

改正後	改正前																																																																														
<p>化教養の向上のために利用する場合においては、上記使用料の額に 2 分の 1 を乗じた額を使用料とする。</p> <p>2 松阪勤労者総合福祉センター多目的ホール及び松阪勤労者体育施設テニスコートにおける個人利用は、団体予約がない場合に限る。</p> <p>3 松阪勤労者体育施設の利用時間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 3月1日から11月末日までの期間 午前9時から午後8時30分まで</p> <p>(2) 12月1日から翌年2月末日までの期間 午前9時から午後5時まで</p>	<p>その2 松阪市労働会館使用料</p> <table border="1" data-bbox="1133 560 2130 943"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">午前</th> <th colspan="2">午後</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>自</th> <th>至</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室名</td> <td>午前9時</td> <td>正午</td> <td>午後1時</td> <td>午後5時</td> <td>午後6時</td> <td>午後9時</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">円</td> <td colspan="2">円</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>1階会議室</td> <td colspan="2">1,320</td> <td colspan="2">2,200</td> <td colspan="2">2,200</td> </tr> <tr> <td>2階会議室兼研修室</td> <td colspan="2">2,860</td> <td colspan="2">4,840</td> <td colspan="2">4,840</td> </tr> </tbody> </table> <p>その3 松阪市勤労青少年ホーム使用料</p> <table border="1" data-bbox="1133 1007 2130 1453"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">午前</th> <th colspan="2">午後</th> </tr> <tr> <th>自</th> <th>至</th> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室名</td> <td>午前9時</td> <td>正午</td> <td>午後1時</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">円</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>第1講習室</td> <td colspan="2">1,540</td> <td colspan="2">2,420</td> </tr> <tr> <td>第2講習室</td> <td colspan="2">1,540</td> <td colspan="2">2,420</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td colspan="2">1,760</td> <td colspan="2">2,640</td> </tr> </tbody> </table>				時間	午前		午後		夜間		自	至	自	至	自	至	室名	午前9時	正午	午後1時	午後5時	午後6時	午後9時		円		円		円		1階会議室	1,320		2,200		2,200		2階会議室兼研修室	2,860		4,840		4,840		時間	午前		午後		自	至	自	至	室名	午前9時	正午	午後1時	午後5時		円		円		第1講習室	1,540		2,420		第2講習室	1,540		2,420		和室	1,760		2,640	
時間	午前		午後			夜間																																																																									
	自	至	自	至	自	至																																																																									
室名	午前9時	正午	午後1時	午後5時	午後6時	午後9時																																																																									
	円		円		円																																																																										
1階会議室	1,320		2,200		2,200																																																																										
2階会議室兼研修室	2,860		4,840		4,840																																																																										
時間	午前		午後																																																																												
	自	至	自	至																																																																											
室名	午前9時	正午	午後1時	午後5時																																																																											
	円		円																																																																												
第1講習室	1,540		2,420																																																																												
第2講習室	1,540		2,420																																																																												
和室	1,760		2,640																																																																												

改正後

改正前

料理講習室	2,860	4,840
音楽室兼多目的ホール	1,980	3,080

その4 松阪勤労者体育施設使用料

時間 施設	①	②	③	④
	自 午前9時 至 午前11時 30分	自 午前11時 30分 至 午後2時	自 午後2時 至 午後4時30 分	自 午後5時30 分 至 午後8時30 分
	円	円	円	円
テニスコート1 面につき	1,540	1,540	1,540	1,540
多目的グラウ ンド	1,100	1,100	1,100	1,100

勤労者体育施設の使用時間

- (1) 3月1日から11月末日まで
午前9時から午後8時30分まで
- (2) 12月1日から翌年2月末日まで
午前9時から午後4時30分まで

改正後

改正前

○松阪市勤労者総合福祉施設条例施行規則【一部抜粋】

平成17年1月1日規則第155号

(設備器具の名称及び使用料)

第6条 ワークセンター松阪の設備器具の種類及び使用料の額は、別表第1及び第2のとおりとする。

別表第1 (第6条関係)

ワークセンター松阪 設備器具使用料

適用施設	種類	使用料	
勤労者総合福祉センター	多目的ホール	照明設備	1,100円
		音響設備	2,200円
		拡声設備	550円
		体育設備	330円
		その他	1,650円
	視聴覚室	映像設備	550円
		音響設備	1,100円
		拡声設備	330円
	2階研修室	映像設備	550円
		拡声設備	330円
2階会議室	映像設備	550円	

改正後	改正前					
	労働会館	2階会議室兼研修室	拡声設備		330円	
	勤労青少年ホーム	音楽室兼多目的ホール	音響設備		550円	
		第1講習室	拡声設備		330円	
		料理講習室	調理設備	1台	330円	
	勤労者総合福祉センター、労働会館及び勤労青少年ホームの各部屋		ポータブルプロジェクター		550円	
	勤労者体育施設	テニスコート	照明設備	1面1時間につき	360円	
		多目的グラウンド	照明設備	1時間につき	1,650円	
備考 設備器具使用料は、施設の使用区分を単位として徴収する。						
別表第2（第6条関係）						
ワークセンター松阪 冷暖房使用料						
室名		時間		午前	午後	夜間
		自午前9時 至正午	自午後1時 至午後5時	自午後6時 至午後9時		
勤労者総合福祉センター	2階研修室	880円	880円	880円		
	2階会議室	550円	550円	550円		
	視聴覚室	880円	880円	880円		
	多目的ホール	1時間につき			1,760円	
労働会館	1階会議室	550円	550円	550円		
	2階会議室兼研修室	880円	880円	880円		
勤労青少	第1講習室	550円	550円			

改正後	改正前					
		年ホーム	第2講習室	550円	550円	
			和室	550円	550円	
			料理講習室	880円	880円	
			音楽室兼多目的ホール	1,100円	1,100円	